

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月5日(木) 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 13人

会長	14番	浜西岩三郎
委員	1番	宮崎敏郎
	3番	福田榮次郎
	4番	大林茂樹
	5番	松本安幸
	6番	大川利光
	7番	清水重文
	8番	木下幸保
	9番	小野瀬マサエ
	10番	中田初美
	11番	松本虎彦
	12番	中村高律
	13番	小田輝彦

②欠席委員 なし

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第10号 農業委員会委員の欠員について

日程第4 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第5 議案第8号 伊方町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更承認
について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田所孝之

7. 会議の概要

事務局	<p>定例総会に先立ちまして、7月20日に他界されました伊方町農業委員井上依孝さんのご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。</p> <p>皆様、ご起立ください。</p> <p>黙祷。</p> <p>終わります。ご着席ください。</p> <p>ただ今から、8月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>(浜西会長・あいさつ)</p>
事務局	<p>それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今から、8月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、13名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p>
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、5番 松本委員さん、6番 大川委員さんをお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日の1日間と決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第3、報告第10号「農業委員会委員の欠員について」を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第10号「農業委員会委員の欠員について」を説明します。</p> <p>議席番号2番故井上依孝さんの死亡により欠員となりました。農業委員会等に関する法律には、委員の罷免、失職、辞任について規定があり、それぞれ異なった対応をすることになります。</p> <p>今回は、失職により欠員が生じた場合に含まれると解釈しておりますので、罷免等の行為を経る必要がありません。</p> <p>伊方町農業委員会の委員選任に関する規則では、第10条第1項で、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない。第2項では、委員の欠員が定数の3分の1を超え</p>

た場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに委員を補充しなければならないと規定されています。したがって、現段階での補充はいたしません。

ただし、農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに農業委員を任命することが適当であると考えております。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第4、議案第7号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

1ページの議案第7号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和3年7月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が4件で9筆、面積は、7,440㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号50番から53番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第5、議案第8号「伊方町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更承認について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

別冊の議案第8号の議案書をご覧ください。次ページからは、新旧対照表になります。

この議案は、伊方町長より令和3年7月20日付けで農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見を求められています。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきましては、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じ、地域に定着できるような農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その目標に即した効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、これ

らの経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために各市町において制定しています。

本町におきましても、平成18年8月に制定後、農地法の改正や農業経営基盤強化促進法の一部改正を受けて、平成22年6月、平成23年9月、平成26年9月、平成28年12月に見直しを行っています。

今回は、農業経営基盤強化促進法施行令第1条の規定（5年ごとに見直す）に基づき県の基本方針が変更されましたので、それらを踏まえた修正を行いました。変更箇所には下線を引いております

主なものは次の3点です。

1点目は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業へ統合一本化されたことに伴う変更で、農地利用集積円滑化事業及び農地利用集積円滑化団体を削除。

2点目は、伊方町における農業経営の指標の見直しで、町内の現状に則し、施設型営農類型から施設みかん主体の営農類型を削除。経営規模及び栽培品種の見直し。

3点目は、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針（令和3年4月1日変更）との整合で、認定農業者が人・農地プランの中心経営体へ位置付けられるよう推進することを明記。

町の定める基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条第4項により、これを定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ農業者、農業に関する団体、その他の関係者の意見を反映する必要がありますので、意見を求めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

（質問・意見なし）

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第8号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり承認されました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

（閉会時間 午後2時00分）